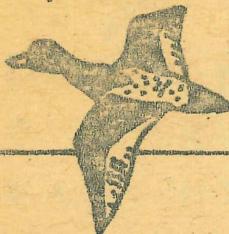


すずがも通信

No. 3

1980. 8. 26



行徳野鳥観察会の会報

巻頭古

自然保護行政の進展を望む

この夏、ゆゆしい問題が2件、千葉県内で生じました。1つは、千葉県の手による館山市サギ類1000羽の捕殺事件で、いま1つは、京成電鉄による谷津干渴の一部埋立て通告です。

サギ捕殺事件は、地元民の申請があったとして、十分な事前調査もせずに、千葉県が地元ハンターに捕殺を依頼したものです。日本野鳥の会、日本鳥類保護連盟の中止要請にもかかわらず、捕殺は強行されました。

この事件は、公平に見れば、都市化の流れの中で、行き所のなくなったサギを、サギ山集辺に移住した人間が、殺害に及んだものです。他方、谷津の問題は、駐車場不足に困って京成電鉄が、自社用地の干渴の一部を埋立てたいというものです。どちらも、自然の原理と、人間の原理とが対立しているのです。人と自然との協調に立った自然保護行政の進展が望まれます。

都市化の大きはうねりの中で、自然保護の運動も一つの転換点にさしかかっていることを強く感じます。

ひるがえって、かつて多くのサギ類がコロニーをなした宮内庁鷺場も、今では餌場の関係から、ごく少數が繁殖するだけとなりました。集辺に住宅が増えたにつれ、サギ類の数は確実に減少しています。この保護区の任務は何であるのか、巨視的に見きわめてゆかねばなりません。



●定期観察会、シギ・チドリを中心とした秋の渡りのさながです。ホウロクシギ、オオソリハシシギのような大型のシギから、ミユビシギ、トウネンのような小型のシギまで個体数は少ないけれど、種々のシギ・チドリ類が見られます。シギ・チドリが少なくなると、カモの仲間が集まります。9月7日、21日、10月5日、19日の13:30に観察舎集合。

●秋の虫を聞く会 保護区の草原では、カンタン・ウマオイ・クサヒバリ・カネタタキ・エニマコオロギ・ツヅレサセコオロギ……など、数々の秋の虫たちが大合唱。今回は、会員の藤本和典氏を講師にお招きして、虫の声に親しみます。9月21日の17:00に観察舎玄関前に集合。足もとをてらす懐中電燈、テープレコーダーなど、ご用意ください。

観察舎の鳥とわざ

あれはだいぶ前の冬の日のことだった。その日、ぼくは野鳥観察舎の裏の空地で友人の通称“さる君”とたこをあけていた。たこが天空に舞い上がってしばらくすると、ふいにどこからかコミニズクがふんわりと飛んできただ。まだその頃は、彼らの姿は夕暮れ時には珍しくなかった。

次の瞬間、何を思つたのか彼はたこ目がけて体当たりしてきたのである。出でけ！とでもいうかのようだ。

彼は繰りで二度、三度とたこに向かってきたが、齒が立たないことを知ると攻撃をやめて飛んでしまった。ぼくら二人には、何か奇妙な体験であった。

あのコミニズクは、その後どうしたのだろうか。冬は毎年ここにやって来ているのだろうか。それとも、すでに……。

“ふにやねこ”アニー

欠真間三角水域及び観察舎前水路の環境保全に関する本会の陳情活動の経過報告として

●昨年12月、市川市議会に対して上記の請願を行なったところ、該当地域は近郊緑地特別保全区域の指定がある為、市川市単独の権限では手をつけられないとの理由で、千葉県へ陳情内容がまわされました。そして、具体的な処置については、自然保護団体の意見をとり入れた上で、本会が千葉県環境部自然保護課と方法を煮つめることになり、去る7月16日、島谷代表、奥野市議、私の3名が担当者（自然保護課長）と話し合い、以下のことがわかりました。

①当該水域は近郊緑地特別保全区域の指定があり、欠真間水門から下流にかけては、海岸法の適用を受ける。
(河川課係長談)

②しかし乍ら、現時点では、一般水路と見なすことも可能で、この場合、一般河川の管理と同様に流域自治体がその管理に当たるものである。(同様長談)

③そして、その賛成権は、欠真間三角の旧船着場付近は、その所有者から、県が買い上げ、それ以外の水路は公共水面として大蔵省に帰する。

④従って、当該水域の環境保全の為の改修作業については、県の環境部及び河川課の了承を得た上で、実質的な管理主体である市川市都市排水課が行なうことになる。

要約すれば、昨年末陳情したこと柄は、千葉県に廻しましたが、無意味だったということです。陳情した我々が県庁へ向いて始めてこのことが判明した訳です。尤も、私達3人が積極的になって、関係者（自然保護課長、河川課係長）に問い合わせからわかったのであります。この辺の無責任体制には腹が立つやら、呆れやらで、馬鹿々々しさを覚えました。

すずがも通信

千葉県側の基本的態度がハッキリしましたので、私達3名は、市庁の都市排水課に立寄り、係長に説明を求めたところ、県の了解を得られるなら、農水産課と打合せた上で、当面出来る事から始めて、将来的に何をしなくてはならないかを洗い出すと約束してくれました。

以上が欠真間三角及び水路の環境保全についての、千葉県と市川市の対応の現状です。

私達友の会は、水路の管理責

●友の会の活動について――

スズガモの飛来する季節が近づきました。また、1日数千人の来館者の訪れるようになります。友の会の活動について、ご要望があれば事務局まで、ハガキでお知らせください。

●ジュニアのコーナーは、この号から廃止しました。ジュニア会員が「すずがも通信」ジュニア版を刊行することになりました。

任の主体がハッキリした現在、都市排水課と農水産課が充分協議して、保護区をとり巻く環境の整備に力を入れていくことを見守ってゆきたいと思います。保護区とその周辺の環境悪化を防ぐことが、野鳥の飛来、繁殖を保証することだと友の会は考えています。

尚、欠真間三角の市道に、歩行者、自転車の転落防止の為に、ガードフェンスが設置される予定です。

(事務局、鈴木有)

●「観察舎の鳥とわたし」の執筆者、「ふにやねこ」フニヤー氏は、高校一年生の通称「かめ君」です。鳥の識別力にすぐれた学究肌です。

●蓮尾純子さんが、アメリカ、カナダ視察から帰られました。

●編集後記――寒い夏でした。例年なら、灼熱の陽光の下に、シギ・チドリの写真を撮り歩いていたのに、館山のサギ捕殺事件に忙殺されるうちに8月も終ります。(ドブハジ)

すずがも通信 No.3-1980.8.31-発行人
事務局 鈴木、有

亀谷 栄
錦集人 志村英雄・志村真滝